

# 創業支援ブース 309D号室 募集要項

令和3年4月14日 株式会社ものづくり学校

## ■募集貸室

- (1) 対象室: IID世田谷ものづくり学校 3階 309D号室
  - (2) 広さ: 12.50㎡ (現況優先)
  - (3) 賃料: 55,000円(税込)
  - (4) 保証金: 150,000円(家賃(税抜)の3か月分。うち1か月分は償却)
  - (5) 契約期間: 令和3年6月1日～令和4年5月20日迄の定期賃貸借契約。中途解約不可。
  - (6) 再契約あり[1年毎の契約更新/最長3年間]  
※継続入居する場合の賃料は毎年30%ずつ増額改定する傾斜家賃になります。
- ※入居日に関し要相談。  
※現況でのお貸し出しとなります。(備え付け備品の撤去はできません)  
※下記応募資格を満たす方のみご応募頂けます。  
※創業支援ブースは仕切られてはいますが、仕切り上部が解放型のため、周囲の音、ブース内の音は漏れる状態です。  
※あくまでも事務スペースとしての使用で、物の製造・音やにおいが出る作業・物販はできません。また、電話中心の業務になる事業もお断りさせていただきます。  
※別途、火災保険料、毎月の電気代が必要です。

## ■対象業種

ものづくり関連事業(下記のいずれかに該当する事業)

- ・工業製品デザイン、映像、音楽、建築、食、家具、インテリア、アート(絵画、彫刻、オブジェ、工芸、その他)、システム開発
- ・上記各種ビジネスの事業化を円滑に行うためのビジネスシステムをデザインするもの
- ・その他、ものづくり事業にふさわしいと判断されるもの

## ■応募資格

- (1) IID 世田谷ものづくり学校の事業方針に賛同し、実現に向け協力できる事業者であること。
- (2) 世田谷区の地域住民に対して有益な貢献をする能力・職能を持ち、技術を活かした地域貢献活動ができる事業者であること。
- (3) IID世田谷ものづくり学校退去後にも世田谷区内に事務所を設け、世田谷を拠点にした事業計画を有する事業者であること。
- (4) IID 世田谷ものづくり学校が行う行事およびその企画立案に積極的に参加すること。
- (5) 施設内の若者支援施設が行う、就労支援活動を年1回以上実施するなど、若者の就労支援活動や企画立案に積極的に取り組むこと。
- (6) 創業後5年以内、従業員数3名以内の事業者であること。

## ■入居条件

- ・用途(オフィス利用のみ)
- ・火災保険加入要。
- ・連帯保証人要。(基準を満たす連帯保証人の年収の目安は、年間賃料の3倍以上)

## ■ものづくり学校の活動への協力

- ・事業内容の施設内掲示・発信の協力
- ・区内事業者との協業連携の協力
- ・地域振興活動への参加協力
- ・施設内コミュニティへの関係構築の協力
- ・メディア・企業・行政からの視察・取材・見学に対する協力

## ■入居契約までの流れ

- 1: 入居エントリー
- 2: 課題提出審査
- 3: 面談審査
- 4: 契約書類審査
- 5: 契約締結

### 1: 入居エントリー

下記2点をメールにて添付

- ①入居審査申込書
- ②会社概要(A4フリーフォーマット)

### 2: 課題提出審査(エントリー選考通過者)

下記3点を郵送にて提出

- (1) 直近3期分決算書(個人の場合、受付印付き確定申告書決算書写し直近3年分)
- (2) 事業計画(今後1年間の収支見込みと資金調達計画含む。A4フリーフォーマット)
- (3) IID 入居後の取組予定(A4フリーフォーマット4枚以内)
  - ①IID 運営方針、事業内容に沿って、入居後に IID に協力できること
  - ②実践できる若者就労支援活動
  - ③事務所内や事務所前を活用して来館者に仕事内容を見せる工夫(事務所開放・作品展示等)
  - ④実践できる地域貢献活動
  - ⑤退去後も世田谷区で事業を行うことの具体的な計画

### 3: 面談審査(課題提出審査通過者)

### 4: 契約前審査提出書類(面談審査通過者)

- ①登記簿謄本・印鑑証明書(法人)、
- ②住民票・住民税課税証明者・印鑑証明書(代表者、個人事業主、連帯保証人)

### 5: 契約締結

## ■入居規約

- (1) 来館者に対して仕事内容が見えるような工夫をすること。
- (2) 個人事業主については契約者本人、法人については代表者もしくは代表者に準じる者が必ず入居すること。転貸、同居不可。
- (3) 入居審査時の事業内容を変更しようとする場合は、必ず申請し再度審査を受けること。
- (4) 館内規則および賃貸借契約、各種法令を遵守し、世田谷ものづくり学校の円滑な事業運営への協力並びに地域の安全及び周辺環境の健全な維持に努めること。
- (5) 事業の状況(決算数値、取引先)、雇用者人数(世田谷区民内訳を含む)、行事への参加状況を定期的に報告すること。なお報告はIIDから世田谷区にも報告する。
- (6) 契約満了時には、再度審査を行い、業績や行事への参加状況、世田谷ものづくり学校および世田谷区への貢献度を勘案して再契約の可否を決定する。
- (7) 世田谷区と株式会社ものづくり学校との基本契約が終了、解約もしくは解除になった場合には、入居事業者との個別の賃貸借契約も終了するものとする。

以上